

「法人税顧問」平成21年度税制改正対応版 概要 (Ver.H21.1)

「法人税顧問 Ver.H21.1」での対応内容をご案内します。
当内容は、予告なく変更されることがあります。あらかじめご了承ください。

1. データの利用について

データ移行対象バージョン・・・Ver.H20.1以降
上記のバージョンからデータ移行が可能です。

概要のバージョンの表記について

「Ver.H21.1」のように小数点以下 2 桁目は省略して記載しています。正確なバージョンはシステム起動後の [ヘルプ] - [バージョン情報] で確認できます。

※Ver.H21.1 のセットアップ CD-ROM には、次のプログラムも収録されています。
・法人税顧問 平成 20 年度 (Ver.H20.3)

減価償却応援の Ver.8.1 以降と連動が可能です。

ただし、スタンドアロン版同士、ネットワーク版同士のみ連動が可能です。

減価償却応援スタンドアロン版→法人税顧問スタンドアロン版へ

減価償却応援ネットワーク版→法人税顧問ネットワーク版へ

電子申告対応プログラム（電子申告ダウンロードパックをご購入の方へ）

法人税顧問 (Ver.H21.1) に対応した電子申告対応版 (Ver.H21.1.e1) のダウンロード公開は、6月中旬を予定しています。

2. 対象事業年度

平成 21 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の法人

3. 税制改正の概要

Ver.H21.1 でのシステムに係る改正の内容は、次のとおりです。
改正内容についての詳細は、以下のタビスランドをご覧ください。

参考) タビスランドで「平成 21 年度 税制改正の概要」を公開しています。

<http://www.tabisland.ne.jp/explain/zeisei13/index.htm>

1. 中小企業の法人税率（軽減税率）の引き下げ（別表一）

適用時期：平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度

【法人税率】

別表	所得金額の区分など		税率	
			現行	改正後
別表一(一)	中小法人等	所得金額または年 800 万円相当額のうち少ない金額	22%	18%
		所得金額のうち年 800 万円相当額を超える金額	30%	30%
	その他の法人（資本金(出資金)1 億円超の法人、または相互会社）	所得金額	30%	30%
別表一(二)	特例税率の適用あり	所得金額のうち年 800 万円相当額以下の金額	22%	18%
		所得金額のうち年 800 万円を超え年 10 億円相当額以下の金額		22%
		所得金額のうち年 10 億円相当額を超える金額	26%	26%
	上記以外	所得金額または年 800 万円相当額のうち少ない金額	22%	18%
所得金額のうち年 800 万円相当額を超える金額		22%		
別表一(三)	所得金額または年 800 万円相当額のうち少ない金額		22%	18%
	所得金額のうち年 800 万円相当額を超える金額			22%

2. 中小企業の欠損金の繰戻し還付の適用停止の廃止（別表一）

青色申告書を提出している中小法人等の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付の請求の規定を適用できることになりました。

適用時期：平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額について適用

参考

国税庁のホームページ「平成 21 年度税制改正（法人税関係）に伴う届出等について」

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei2009/01.htm>

【欠損金の繰戻しによる還付の請求（法 80①）】

青色申告書である確定申告書を提出する法人は、その確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合には、その事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）開始の前日 1 年以内に開始したいずれかの事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）に繰り戻して法人税の還付を請求することができる制度です。

この制度の適用を受けるためには、次の①から③のいずれにも該当する必要があります。

① 還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度まで連続して青色申告書である確定申告書を提出していること

② 欠損事業年度の確定申告書を青色申告書により提出期限内に提出していること

③ 確定申告書の提出と同時に欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出していること

この制度の適用を受けるためには、欠損金額が生じた事業年度の確定申告書を期限内に提出し、かつ、その提出と同時に、納税地の所轄税務署長に所定の事項を記載した還付請求書を提出する必要がありますのでご注意ください。

3. 中小企業等基盤強化税制の適用期限の延長（別表六(十四)、特別償却の付表(三)）

欠損中小企業等基盤強化税制の適用期限が平成 23 年 3 月 31 日（現行平成 21 年 3 月 31 日）まで 2 年延長されました。

4. エネルギー需給構造改革推進設備等の即時償却制度の導入（特別償却の付表(一)）

この改正に伴い、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の適用期限が平成 24 年 3 月 31 日（現行平成 22 年 3 月 31 日）まで 2 年延長されました。

適用時期：平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に取得等をするエネルギー需給構造改革推進設備等について適用

5. 資源生産性向上推進税制の創設（特別償却の付表(十一)）：システム未対応）

6. 平成21年および平成22年に取得した土地等の長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設（別表十(六)）

平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に取得をした国内にある土地等で、その年 1 月 1 日において所有期間が 5 年を超えるものの譲渡をした場合には、その年中の当該譲渡に係る長期譲渡所得の金額から 1,000 万円（当該長期譲渡所得の金額が 1,000 万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）が控除できるとされました。

7. 平成21年および平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の創設（別表十三(十一)）：システム未対応）

8. 土地譲渡益(一般・短期)に対する追加課税制度（別表三(二)、別表三(三)）

(1) 適用停止措置の期限が 5 年延長されました。

(2) 一般の土地譲渡益に対する追加課税の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外）の範囲から大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定および開発許可を受けて行われる複合的宅地開発事業の事業者に対する譲渡を除外した上、適用除外措置の期限が 5 年延長されました。

9. 外国子会社配当益金不算入制度の導入（別表八(二)）：システム未対応）

など

4. 今回の税制改正による変更別表

Ver.H21.1では、21年度税制改正に伴うシステムの変更別表は、次のとおりです。

1. 法人税帳表の追加

(申請・届出関係)	欠損金の繰戻しによる還付請求書
第六号様式別表二の三	控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書
第二十号様式別表二の三	控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書

2. 法人税別表の変更

別表一(一)	別表一(二)	別表一(三)	別表三(一)	別表三(四)	別表四
別表六(一)	別表六(二)	別表六(二の二)	別表六(六)	別表六(七)	別表六(八)
別表六(十)	別表六(十一)	別表六(十四)	別表六(十五)	別表六(二十一)	別表七(一)
別表六(二十四) …旧別表六(二十六)		別表八(一) …旧別表八		別表十(六) …旧別表十(五)	
別表十(七)…旧別表十(六)		別表十四(二)	別表十六(八)	別表十六(十)	別表十八

3. 削除帳表

次の旧様式を削除します。

旧別表六(六)	旧別表六(七)	旧別表六(十二)	旧別表六(十三)	別表六(二十四)	別表六(二十五)
---------	---------	----------	----------	----------	----------

5. 機能アップ等の対応内容

要望などによる機能アップや仕様変更する予定の内容は、以下のとおりです。

1. 別表十五 損金算入限度額の端数処理の選択（環境設定、法人基本情報）

[環境設定] 画面と法人基本情報 [計算方法設定[3]] タブに、別表十五 交際費等の損金算入に関する明細書の「損金算入限度額(3)」の端数処理方法を選択する項目を追加します。

2. 事業所設定

「市町村名」に表示する市町村情報に、平成21年5月時点の新市町村名を追加します。

3. 事業所設定から地方税共通情報への連動

[事業所設定] の「事業税分割基準：従業者数及び事務所又は事業所数」を選択された場合は、[地方税共通情報] の「適用する事業税の分割基準(23)」で、「3.事務所又は事業所数」も自動的に選択する（チェックを付ける）ように変更します。

4. 第六号様式、第二十号様式（法人基本情報）

「還付請求の中間納付額は相殺し、納付すべき道府県民税額は相殺したくない」場合などにも対応できるよう、「納付すべき道府県民税額（法人税割額と均等割額と相殺）」と「還付請求 中間納付額（納付税額と相殺）」など別々に設定できるように変更します。

5. 納税一覧表、事業税・都道府県民税の内訳明細書の改善

第六号様式の「利子割還付額の均等割への充当：希望する」を選択した場合は、納税一覧表の都道府県民税「差引納付額」および事業税・都道府県民税の内訳明細書の「差引納付額」に、利子割還付額を相殺した金額を出力するように変更します。

6. 一括印刷終了後、一括印刷画面が閉じないように変更

7. バックアップ/リストア画面から新規フォルダーが作成できるように対応

6.動作環境

	スタンドアロン	ネットワーク版	
		クライアント	サーバー
OS	Windows Vista®/ Windows® XP / Windows® 2000 (*1)	Windows®2000Server Windows Server®2003 (*2) Windows Server®2008 (*3)	
メモリー	Windows Vista® : 512MB以上 (1GB以上を推奨) Windows® 2000、Windows® XP : 128MB以上 (256 MB以上を推奨) Windows Server® 2003 : 256 MB 以上 (512 MB 以上を推奨) Windows Server® 2008 : 512 MB 以上 (2 GB 以上を推奨)		
CPU	Windows® Vista : 800MHz 以上 (1GHz 以上を推奨) Windows® 2000、Windows® XP : 400MHz 以上 (500 MHz 以上を推奨) Windows Server® 2003 : 550 MHz 以上 (1 GHz 以上を推奨) Windows Server® 2008 : 1GHz 以上 (2 GHz 以上を推奨)		
ディスプレイ	1024×768 (小さいフォント) 以上 (Windows® XP の場合は「標準のフォント」、Windows Vista®の場合は「標準のスケール」) 表示色 : High Color (16 ビット) 以上推奨		
HDD	100MB 以上	90MB 以上	10MB 以上
データ容量	登録数×1.6MB(*4)	-----	登録数×1.6MB(*4)
プリンター	上記対応 OS で使用可能なページプリンター(*5)		

- ※1 : Windows®95、Windows® 98、Windows® Me、Windows NT® は動作対象外です。
 ※2 : Windows Server ®2003は、ネットワーク版のサーバーとしてのみ使用可能です。
 ネットワーク基本パックは、Windows Server® 2003に対応している Ver2.2以降をご使用ください。
 ※3 : Windows Server ®2008は、ネットワーク版のサーバーとしてのみ使用可能です。
 ネットワーク基本パックは、Windows Server® 2008に対応している Ver3.5をご使用ください。
 ※4 作成する帳表数、事業所数等により異なります。
 ※5 カラープリンターは EPSON 製が対象です。

7.プロダクトIDについて

プログラム(スタンドアロン版)のセットアップ(インストール)時にプロダクトIDを入力する必要があります。プロダクトIDは製品固有の24桁の数字で、同一のプロダクトIDは存在しません。1つの製品を複数のコンピュータにセットアップされた場合、2台目以降では別のプロダクトIDを入力されるまでプログラムの起動ができなくなります。

プロダクトIDが記載されたラベルは、CD-ROMのケース(ライセンス商品の場合はライセンス使用許諾証またはプロダクトIDのご案内ハガキ)に貼られます。詳細は改版商品に同梱のご案内(手順書)をご参照ください。

ライセンス商品のご案内

「応援シリーズ」で、同一プログラム(スタンドアロン版)を複数本使用される場合、2本目以降のライセンス商品(及び年間プログラム保守契約)を割安価格でご用意しています。

■ライセンス商品はこんなときに最適です。

- ① 企業又は会計事務所内において、複数台のパソコンで使用する場合
- ② 本社以外の出先拠点(支社、営業所等)において使用する場合
- ③ 会計事務所において、在宅処理や外出先処理(モバイル用途)等の所外で使用する場合
- ④ 学校等の教育用途として使用する場合

【著作権・使用許諾契約について】プログラムを使用するには、著作権法及び使用権許諾契約により、1台のコンピュータにつき1ライセンスの使用許諾が必要です。